

44 自己使用のために生産する肥料等の自粛見直し

提出先 農林水産省

【提案項目】

農業生産者が自己使用のために生産する肥料等（腐葉土及び剪定枝堆肥など）の使用自粛を解除するため、次の措置を講じること。

- 1 都県ごとの放射性汚染実態の把握による細やかな対応
現在、本県を含む17都県が一律に自粛等の対象となっているが、各都県の放射性物質による汚染状況のレベルが異なるため、都県ごとに肥料等の放射性物質による汚染実態を把握し、細やかに対応すること。
- 2 自粛解除の考え方等の提示
自粛を指導されている農業生産者が自己使用のために生産する肥料等（腐葉土及び剪定枝堆肥など）の自粛解除の考え方や手順等を示すこと。

【提案理由等】

- 1 国は空間放射線量率が平常時の範囲を超えた17都県を対象に農業生産者が自己使用のために生産する肥料等の自粛を指導しているが、17都県の放射性物質による汚染状況は、例えば農用地土壌の放射性セシウム濃度から推定しても一律ではないと考えられることから、都県ごとの放射性汚染実態の把握による細やかな対応が必要である。
- 2 県内の農業生産者が農産物の生産のために腐葉土や剪定枝堆肥などを使う場合、自己使用のために肥料等の生産ができないため、暫定許容値（400ベクレル/kg）を超えていないことが確認された肥料等を購入しており、経費を圧迫している。特に、化学肥料を使用せず、地域の有機質資材を有効利用した栽培に取り組む有機農法実践者においても、肥料等を購入せざるを得ない状況であることから、早期に地域の有機資材を利用した堆肥の製造が可能となるよう、放射性物質の推移について実態把握を進めてほしいとの要望がある。今後こうした状況が続く場合、県内農業者の生産意欲の減退につながりかねない。
また、農業は剪定枝や落ち葉、刈草などの有機性廃棄物の物質循環を有効活用して行くことが望ましい形であり、本来あるべき姿を目指すためにも、自己使用のために生産する肥料等の生産自粛の解除に向けた取組が必要である。